

奈良県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和六年六月二十八日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社プレジヤール泉	大和高田市東雲町一三一三〇	訪問看護ステーション泉	大和高田市東雲町一三一三〇	令和六年六月一日
株式会社Bes.t・Lab.	天理市西長柄町一六	ベストラボ・訪問看護ステーション	天理市西長柄町一六	令和六年六月一日
株式会社NEXT	橿原市城殿町三九一―一四	訪問看護ステーションとも	橿原市城殿町三九一―一四	令和六年六月一日
有限会社奥窪住建	橿原市縄手町四一一	ケアファーム未来訪問看護ステーション	橿原市縄手町四一一	令和六年六月一日
メデイカル朋株式会社	大阪府中央区久太郎町三―一―一一	朋訪問看護ステーション三郷	生駒郡三郷町立野南二―一〇―七―六〇四	令和六年六月一日

（次頁に続く。）

株式会社サンラ イズ	北葛城郡広陵町 みささぎ台三五 一七一一〇一	訪問看護ステー ションこころ生 駒	生駒市西松ヶ丘 三一五七 エル ミタージュ雅一 ○F号室	令和六年六 月一日
---------------	------------------------------	-------------------------	---------------------------------------	--------------